

国立大学法人電気通信大学職員の休職及び復職に関する規程

平成16年 4月 1日

改正

平成26年12月24日

(目的)

第1条 この規程は、「国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）」第17条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の休職及び復職について、必要な事項を定めることを目的とする。

(休職)

第2条 職員が、次の各号の一に該当した場合は休職とすることができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 三 学校、研究所その他大学が認める公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合
- 四 科学技術に関する国及び独立行政法人と共同して行われる研究又は国若しくは独立行政法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であつて、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は大学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
- 五 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、大学の職務に従事することができない場合
- 六 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- 七 労働組合業務に専従する場合
- 八 わが国が加盟している国際機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
- 九 その他大学が休職を必要と認める場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第3条 前条第1項各号に掲げる事由による休職の期間は、(別表)のとおりとする。

2 職員が復職した場合において、勤続年数の算定における休職期間の取扱いについては、別に定める。

(休職中の取扱)

第4条 学長は、必要と認める場合には、休職中の職員を配置換させることができる。

2 学長は、休職中の職員が解雇事由に該当するときは解雇することができる。

3 休職中の職員は、学長に定期的に近況を報告しなければならない。

4 休職中の職員の給与の取扱いについては、別に定める「国立大学法人電気通信大学職員給与規程」及び「国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程」による。

(休職の手続)

第5条 職員を休職にする場合、又は休職期間を更新する場合には、事由を記載した説明書を交付して行うものとする。ただし、職員から同意書の提出があった場合にはこの限りでない。

2 休職する場合において、学長が必要と認めた証明書等の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

(復職)

第6条 第2条各号に掲げる休職の事由が消滅したときは、速やかにその職員を復職させるものとする。

2 休職の期間が満了しても復職できないときは、退職するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(別表) 休職期間及び休職期間の更新

	事由	休職期間	休職期間の更新
一	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	休養を要する程度に応じて3年を超えない範囲内で学長が定める。	1回の休職の期間が3年に満たない場合は、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内で更新できる。 なお、復職後6月以内に同一傷病により再度休職するときは、当該傷病による休職期間は通算するものとする。
二	刑事事件に関し起訴された場合	その事件が裁判所に係属する期間	
三	学校、研究所その他大学が認める公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合	必要に応じて3年を超えない範囲内で学長が定める。	1回の休職が3年に満たない場合は、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内で更新できる。また、休職期間が3年に達する際特に必要があると学長が認めたときは、2年を超えない範囲内において休職期間を更新することができる。さらに、この更新した休職期間が2年に満たない場合において、学長は必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲において、再度これを更新することができる。
四	科学技術に関する国及び独立行政法人と共同して行われる研究又は国若しくは独立行政法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は大学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合	必要に応じて5年を超えない範囲内で学長が定める。	この休職の期間が5年に満たない場合は、休職にした日から引き続き5年を超えない範囲内で更新できる。
五	研究成果活用企業の役員(監査役を除く)、顧問又は評議員(以下「役員等」という)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、大学の職務に従事することができない場合	必要に応じて3年を超えない範囲内で学長が定める。	1回の休職が3年に満たない場合は、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内で更新できる。また、休職期間が3年に達する際特に必要があると学長が認めたときは、2年を超えない範囲内において休職期間を更新することができる。さらに、この更新した休職期間が2年に満たない場合において、学長は必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲において、再度これを更新することができる。
六	水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	必要に応じて3年を超えない範囲内で学長が定める。	1回の休職の期間が3年に満たない場合は、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内で更新できる。
七	労働組合業務に専従する場合	必要に応じて5年を超えない範囲内で学長が定める。	
八	わが国が加盟している国際機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合	必要に応じて5年を超えない範囲内で学長が定める。	1回の休職が5年に満たない場合は、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内で更新できる。
九	その他大学が休職を必要と認める場合	必要に応じて3年を超えない範囲内で学長が定める。	1回の休職が3年に満たない場合は、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内で更新できる。